

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○漁業権の一部変更の免許 (漁業管理課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 ( " )	2
◎告示 (高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置)の一部改正 ( " )	2
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○内水面等におけるます類の採捕に係る指示	3
○四万十川における水産動物の採捕に係る指示	3

## 告 示

### 高知県告示第595号

漁業法（昭和24年法律第267号）第76条第1項の規定により、令和5年9月1日に免許した漁業権のうち、次の1の表に掲げるものの漁業の種類及び時期の変更を令和7年10月1日に次の2のとおり免許した。

令和7年10月1日

高知県知事 濱田 省司

#### 1 変更の免許に係る漁業権の免許番号、漁業権の種類及び漁業権者

漁業権の免許番号	漁業権の種類	漁業権者
内共第501号	第五種共同漁業	野根川漁業協同組合
内共第503号	第五種共同漁業	羽根川淡水漁業協同組合
内共第505号	第五種共同漁業	魚梁瀬淡水漁業協同組合
内共第506号	第五種共同漁業	安田川漁業協同組合
内共第507号	第五種共同漁業	芸陽漁業協同組合
内共第508号	第五種共同漁業	赤野川漁業協同組合

内共第512号	第五種共同漁業	鏡川漁業協同組合
内共第515号	第五種共同漁業	四万十川上流淡水漁業協同組合
内共第516号	第五種共同漁業	四万十川漁業協同組合連合会
内共第517号	第五種共同漁業	松田川漁業協同組合

#### 2 変更の免許をした漁業権の漁業の種類及び時期

- (1) 内共第501号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (2) 内共第503号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (3) 内共第505号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (4) 内共第506号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (5) 内共第507号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (6) 内共第508号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (7) 内共第512号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (8) 内共第515号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (9) 内共第516号  
漁業の種類 漁業の時期

- 第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- (10) 内共第517号  
漁業の種類 漁業の時期  
第五種共同漁業 あ 1月1日から12月31日まで  
まご漁業
- 3 変更の免許に係る漁業権の存続期間  
令和7年10月1日から令和15年8月31日まで

## 高知県告示第596号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和7年10月1日に次のとおり認可した。

令和7年10月1日

高知県知事 濱田 省司

魚梁瀬淡水漁業協同組合 内共第505号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

魚梁瀬淡水漁業協同組合 安芸郡馬路村魚梁瀬10番地8

(2) 漁業権の免許番号

内共第505号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	ぎじ釣り	内共第505号第五種共同漁業権に定められた区域のうち、支流西川の宝蔵山親水公園から西川測水所までの区域	10月1日から翌年2月末日まで

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年10月1日

## 高知県告示第597号

令和5年10月高知県告示第656号（高知県漁業調整規則によるうなぎ稚魚漁業の許可等の制限措置）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

高知県知事 濱田 省司

3を次のように改める。

3 許可を申請すべき期間

令和7年10月9日から同年11月9日まで

4中「香宗橋下流端」を「香宗川橋下流端」に、「真方位82度30分」を「真方位20度」に、

「(36) 操業区域36

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域

を

「(36) 操業区域36

点の位置

基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

基点乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあっては、甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。」

に、

「(44) 操業区域44

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端

ア 甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点（福良川橋下流の右岸電柱）

宿毛市福良川のアから真方位194度0分の線から宿毛市小筑紫姉川橋下流端までの区域

を

「(44) 操業区域44

点の位置

基点甲 福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端（北緯32度52分32秒東経132度43分15秒）

基点乙 福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯32度52分36秒東経132度43分18秒）

<p>宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域」に改める。</p> <p style="text-align: center;">-----  <b>内水面漁場管理委員会指示</b>  -----</p> <p><b>高知県内水面漁場管理委員会指示第106号</b></p> <p>県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面（以下「内水面等」という。）におけるます類（あまご及びいわなを含む。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和7年9月22日に、次のとおり指示した。</p> <p>令和7年10月1日  高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男  （採捕の制限）</p> <p>1 県内の内水面等において、10月1日から翌年2月末日までの間、全長10センチメートルを超えるます類を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合</p> <p>（2）国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）がます類に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会が別に定める要領に基づき承認を受けた者が採捕する場合</p> <p>（3）第五種共同漁業権行使規則（以下「行使規則」という。）又は同遊漁規則（以下「遊漁規則」という。）に基づくキャッチ・アンド・リリース（採捕した魚を所持又は販売せず、採捕した場で速やかに再放流することをいう。）を前提とした採捕を行う場合</p> <p>（4）2月16日から同月末日までの期間又は10月1日から11月30日までの期間に、吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川と中野川川との合流点から上流の中野川川（支流を含む。）又は吉野川に係る河川中吾川郡いの町寺川の吉野川と白猪谷との合流点から上流の白猪谷（支流を含む。）の区域で、行使規則又は遊漁規則に基づく採捕を行う場合</p> <p>（5）10月1日から翌年2月末日までの期間に、吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川第一えん堤上流端から第二えん堤下流端までの区域で、行使規則又は遊漁規則に基づく採捕を行う場合  （指示の有効期限）</p>	<p>2 この指示の有効期限は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。</p> <p><b>高知県内水面漁場管理委員会指示第107号</b></p> <p>四万十川における水産動物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和7年9月22日に、次のとおり指示した。</p> <p>令和7年10月1日  高知県内水面漁場管理委員会会長 吉村 正男  （制限区域）</p> <p>1 四万十川における水産動物の採捕に係る制限区域は、次に掲げる区域とする。</p> <p>（1）高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域</p> <p>（2）高岡郡梶原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートルから折渡川と北川との合流点に建設された漁場標識までの区域</p> <p>（3）高岡郡梶原町梶原さる橋上流端から芹川谷口に建設された漁場標識までの区域</p> <p>（4）高岡郡梶原町梶原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域</p> <p>（5）高岡郡梶原町四万川曲淵橋上流端から同町梶原上成橋上流端までの区域（虎枝川を除く。）</p> <p>（6）高岡郡梶原町梶原成藪谷口に建設された漁場標識から130度の線から西の川峡谷口に建設された漁場標識から50度の線に至る区域</p> <p>（7）高岡郡梶原町梶原四国電力株式会社山子測水所から初瀬橋下流端までの区域  （採捕の制限）</p> <p>2 1に定める制限区域において、餌づり、擬餌づり及び友づり（地方名称の「おとり掛」を含む。）以外の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（1）高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第47条第1項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合</p> <p>（2）国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）が水産動物に係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会が別に定める要領に基づき承認を受けた者が採捕する場合</p> <p>3 指示の有効期間  令和7年10月1日から令和12年9月30日まで</p>	
--	---	--